

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 12)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

ページ

- 福岡市交通局企業職員就業規程の一部改正（規程第 6 号）…………… 1
- 福岡市交通局企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正（規程第 7 号）…………… 3

交 通 局

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 6 号

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員就業規程（昭和 49 年福岡市高速鉄道事業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 12 条の 3」を「第 12 条の 4」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、総務部長が別に定める。

- (1) 通勤時間帯における交通混雑に対処する場合
- (2) 業務の都合による場合
- (3) 職員の疲労を回復する必要がある場合

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、総務部長が別に定めるところにより、休憩時間を 60 分から 45 分に短縮することができる。

第 12 条の 3 第 1 項中「又は第 12 条」を「、第 12 条又は第 12 条の 2」に改め、第 4 章中同条を第 12 条の 4 とする。

第12条の2中「に前2条」を「に第11条又は第12条」に、「前2条」を「前3条」に改め、同条を第12条の3とし、第12条の次に次の1条を加える。

(職員の申告を考慮した勤務時間の割振り)

第12条の2 管理者は、職員（管理者が定める職員を除く。以下この条において同じ。）

について、職員の申告を考慮して、第11条第1項及び第12条の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、管理者が定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間ごとの期間につき第9条第1項に規定する勤務時間となるように、第11条第1項及び第12条の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第13条の2第1項中「第12条の2」を「第12条の3」に改める。

第18条第18号中「定める者」の次に「(第20条の4第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第20条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の4 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 管理者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の5 管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(福岡市交通局企業職員就業規程の臨時特例に関する規程の廃止)

- 2 福岡市交通局企業職員就業規程の臨時特例に関する規程（昭和50年福岡市高速鉄道事業管理規程第 8 号）は、廃止する。

（福岡市交通局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正）

- 3 福岡市交通局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成 6 年福岡市交通局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

福岡市交通局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成 6 年福岡市交通局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第12条の 2」を「第12条の 3」に、「第12条の 3 第 2 項」を「第12条の 4 第 2 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第12条の 2」を「第12条の 3」に改め、同条第 2 項中「第12条の 3 第 2 項」を「第12条の 4 第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「第12条の 2」を「第12条の 3」に改める。

第 5 条第 1 項中「第12条の 2」を「第12条の 3」に、「第12条の 3 第 2 項」を「第12条の 4 第 2 項」に改める。

（福岡市交通局企業職員の時間外勤務代休時間の指定に関する規程の一部改正）

- 4 福岡市交通局企業職員の時間外勤務代休時間の指定に関する規程（平成31年福岡市交通局訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第12条の 3」を「第12条の 4」に改める。

福岡市交通局企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 7 号

福岡市交通局企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成 3 年福岡市交通事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表営業部駅務サービス課の部を削り、同表運転車両部運転課運輸指令の部中「運転車両部」を「運輸部」に改め、同表運転車両部姪浜乗務事務所の部中「運転車両部」を「運輸部」に改め、同部乗務長、総括乗務助役及び乗務助役の款中

「B	午前 9 時から 翌日午前 9 時 まで	勤務時間の 途中におい て 7 時間 30 分又は 8 時 間 30 分とす る。	を	B	午前 9 時から 翌日午前 9 時 まで	勤務時間の 途中におい て 7 時間 30 分又は 8 時 間 30 分とす る。	に改め、同
				C	午前 8 時から 午後 4 時 30 分 まで	勤務時間の 途中におい て 45 分とす る。	

表運転車両部橋本乗務事務所の部中「運転車両部」を「運輸部」に改め、同部の次に次のように加える。

運輸部 駅務管理課	駅務指導 係、業務 管理係に 勤務する 職員にお いて委託 駅の巡回 点検業務 等に従事 することを命ぜら れた職員	4	38時間 45分	午前11時15分から午後 8時まで		勤務時間の途中 において 1 時間 とする。	日曜日及 び土曜日	
	管区駅 長、副駅 長及び事 務助役	4	38時間 45分	A	午前 8 時 45 分 从 午後 5 時 15 分 まで	勤務時間の途中 において 45 分と する。	4 週間を 通じ 8 日 とする。	勤務を命 ずる。
				B	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	勤務時間の途中 において 45 分と する。		
	総括駅務 助役及び 駅務助役	4	38時間 45分	A	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	勤務時間の途中 において 45 分又 は 1 時間とする。		
				B	午前 8 時から午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中 において 1 時間 とする。		
				C	午前 10 時 30 分 从 午後 7 時まで	勤務時間の途中 において 45 分又 は 1 時間とする。		
				D	午前 9 時から翌 日午前 9 時まで	勤務時間の途中 において 7 時間 30 分又は 8 時間 30 分とする。		

				E	午前 9 時30分から翌日午前 9 時30分まで	勤務時間の途中において 7 時間30分又は 8 時間30分とする。		
				F	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	勤務時間の途中において45分とする。		
				G	午前 7 時30分から午後 4 時まで	勤務時間の途中において45分又は 1 時間とする。		
				H	午前 7 時30分から午後 5 時まで	勤務時間の途中において 1 時間とする。		
駅務員	4	38時間 45分	A	午前 7 時30分から午後 4 時まで	勤務時間の途中において45分又は 1 時間とする。			
			B	午前 9 時から翌日午前 9 時まで	勤務時間の途中において 7 時間30分又は 8 時間30分とする。			
			C	午前 9 時50分から翌日午前 9 時50分まで	勤務時間の途中において 7 時間30分又は 8 時間30分とする。			
			D	午前10時50分から翌日午前10時50分まで	勤務時間の途中において 7 時間30分又は 8 時間30分とする。			
			E	午前 7 時30分から午後 4 時15分まで	勤務時間の途中において45分とする。			
			F	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	勤務時間の途中において45分とする。			
			G	午前 9 時から午後 5 時30分まで	勤務時間の途中において45分又は 1 時間とする。			
			H	午前11時30分から午後 8 時まで	勤務時間の途中において45分又は 1 時間とする。			
			I	午前 9 時から午後 5 時45分まで	勤務時間の途中において45分とする。			
			J	午前11時30分から午後 8 時15分まで	勤務時間の途中において45分とする。			

別表運転車両部車両課の部から運転車両部橋本車両工場の部までを削り、同表施設部技

術課の部及び施設部施設課の部中「施設部」を「施設車両部」に改め、同表施設部電気課の部中「施設部」を「施設車両部」に改め、同部中「信号通信係及び駅務システム係」を「信号通信第1係及び信号通信第2係」に、「信通設備更新担当」を「特高機器更新担当」に改め、同表施設部姪浜保守事務所の部及び施設部橋本保守事務所の部中「施設部」を「施設車両部」に改め、同表に次のように加える。

施設車両部車両課	夜間業務に従事することを命ぜられた職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から翌日午前5時30分まで	勤務時間の途中において5時間15分とする。	日曜日及び土曜日	
				B	午後1時から翌日午前6時まで	勤務時間の途中において1時間30分とする。		
施設車両部姪浜車両工場	検車係に勤務する職員	4	38時間45分	A	午前7時45分から午後4時30分まで	勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日とする。	勤務を命ずる。
				B	午前8時45分から午後4時30分まで	勤務時間の途中において1時間とする。		
				C	午前8時45分から午後5時30分まで	勤務時間の途中において1時間とする。		
				D	午後3時30分から翌日午前9時30分まで	勤務時間の途中において1時間30分とする。		
				E	午後4時30分から翌日午前9時30分まで	勤務時間の途中において1時間30分とする。		
				F	午後5時30分から翌日午前9時30分まで	勤務時間の途中において1時間30分とする。		
	その他の職員	4	38時間45分	午前8時45分から午後5時30分まで		勤務時間の途中において1時間とする。	日曜日及び土曜日	
施設車両部橋本車両工場	検車係に勤務する職員	4	38時間45分	A	午前7時45分から午後4時30分まで	勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日とする。	勤務を命ずる。
				B	午前8時45分から午後4時30分まで	勤務時間の途中において1時間とする。		
				C	午前8時45分から午後5時30分まで	勤務時間の途中において1時間とする。		
				D	午後3時30分から翌日午前9時30分まで	勤務時間の途中において1時間30分とする。		

				E	午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 30 分まで	勤務時間の途中において 1 時間 30 分とする。		
				F	午後 5 時 30 分から翌日午前 9 時 30 分まで	勤務時間の途中において 1 時間 30 分とする。		
	その他の職員	4	38時間 45分		午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中において 1 時間とする。	日曜日及び土曜日	

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

